

三豊市監査委員告示第5号

平成21年度定例監査の結果に関する報告(第2回)に基づき、措置を講じた旨の通知が三豊市長からあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成22年4月13日

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 小林 照武

監査の結果に関する報告に基づく措置

監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善検討事項)	措置の内容
各支所 (会計課)	<p>6支所の窓口業務における公金の取扱事務については、日次報告書および出納整理簿等、統一した方法にて概ね適正に処理できている。しかし、現金取扱員は、三豊市出納員規則第4条で規定されているが、実際に公金の収納をしているにもかかわらず、現金取扱員に任命されていない事例がある。</p> <p>公金取扱者の意識付けや公金の管理責任を明確にするためにも、出納員規則に基づいた適正な現金の取扱いについて、同規則の別表(第2条関係)設置場所、分掌事務等における組織改編「支所長と市民サービス課長兼務」や支所職員数、事務事業の現状を十分踏まえて、現金取扱事務体制について再度検討すること。</p>	<p>出納員規則第2条(別表)において、昨年の組織改編により、各支所の支所長が市民サービス課長兼務となり、支所長は出納員に任命されるべき役職であったが、今回の組織改編により市民部長の統率下に位置づけられ、それに伴い(別表)も整理される。出納員規則改正に従い、各支所においては現金取扱事務体制を見直し、分掌事務で現金を取扱う職員は全員届出をし、現金取扱員の任命を促す。</p> <p>公金取扱者の意識付けや公金の管理責任を明確にするため、出納員規則の一部改正で出納員及び分任出納員、現金取扱員の領収印使用者届出の義務付けを行う。</p>
総務部総務課	<p>三豊市公印規則第8条において公印を使用するときは、様式第2号「公印使用申請書」に記載することとなっている。支所に保管してある市長印は「支所用」「支所戸籍用」と2種類あるが、公印使用申請書からはどの公印が使用されたかが確認できない。三豊市公印規則の主旨に添った正しい記載方法を検討すること。</p>	<p>支所をはじめ全執行機関に公印規則の遵守を指示した。</p> <p>特に公印使用申請書の公印種類欄については、記入例を示し記入の徹底を指示した。</p> <p>今後も、公印使用申請書の回収時に公印規則の遵守の徹底を図る。</p>

<p>建設経済部 建設課</p>	<p>高瀬事業課及び5支所の事業課で建設工事を実施しているが、「現場監督員の不選任」、「竣工検査調書の不統一」、「業者提出の工事日誌の不備」、「完成工事の出来具合の良否」等、また、起案から検査までの関係書類の整理方法について各々違いが見受けられた。</p> <p>工事関係書類の整理及び工事発注から引取りまでの事務について研修を行うなど職員のスキルアップに努め、支所間の事務処理を統一すること。</p>	<p>「現場監督員の不選任」 数件の工事で監督員の選任通知がなされていなかった。 短期間工事であっても、速やかに選任し、通知するように指導した。</p> <p>「竣工検査調書の不統一」 検査調書様式が、入札と随契に多少の違いがあり、随契の際、支所で様式を選択した時に入札の際と異なる様式がでる。 今後は、極力随契を無くするとともに、様式を統一する。</p> <p>「業者提出の工事日誌の不備」 業者から提出される工事関係書類は、工事日誌だけでなく、全ての書類についても細心の注意を払い、確認したうえで受け取るように重ねて指導した。</p> <p>「完成工事の出来具合の良否」 出来具合については、検査規程で成績評定の作成が義務付されており、できるだけ早い時期に工事の成績評定を実施する。 今年度から、県の要領に準じて成績評定を試行的に実施している。</p> <p>「工事関係書類の整理、職員のスキルアップ、支所間の事務処理の統一」 契約書類は、それぞれの書類について、時系列を基準に編集し、文書管理システムにしたがって管理するよう統一を図る。 公共工事は、出来形検査以外にも、労災事故の防止や品質確保の観点から工事完成までのプロセスが重要と考え、必要な関係書類の整理・提出を義務付けているが、まだ不十分な請負者もいるので、これを機に研修・協議を重ねながら、より良い公共施設の整備に力を入れていく。</p>
----------------------	---	---